

産業廃棄物(下水汚泥等)処理業務委託に係る競争入札参加資格審査

R5.6.12

Q & A

Q1 申請に関する問い合わせ方法は電話のみか。

A1 問い合わせ先は、下記のとおりです。

静岡県 交通基盤部 都市局 生活排水課（流域下水道班）

電話 : 054-221-3188

E-mail : gesui@pref.shizuoka.lg.jp

電話又はE-mailで、お問い合わせください。

Q2 様式3号の使用印鑑届について、契約を工場に委任する場合は、上表の申請者欄に工場、下部の申請者欄には本社を記入するのか？

A2 そのとおりです。なお、印鑑の押し方は「書類作成要領」の押印例を参考にしてください。

Q3 様式4号の誓約書は、全申請者の分を提出するのか。

A3 そのとおりです。

Q4 登記簿謄本は、全申請者分を添付するのか。

A4 そのとおりです。

Q5 印鑑証明書は、全申請者分を添付するのか。

A5 そのとおりです。

Q6 リサイクル処理の状況が確認できる書類(パンフレット等)は、処分業者のみの提出でよい
か。

A6 そのとおりです。

なお、リサイクルの状況が「肥料化」、「堆肥化」、「コンポスト化」等の場合は、肥料取締法に
おける登録証の写し及び販売先との取引状況がわかるものを添付してください。

Q7 封筒は、全申請者分を提出するのか。代表申請者の1者分のみを提出するのか。

A7 結果通知書を代表申請者にまとめて送付するので、代表申請者の1者分のみの提出でかまいません。

Q8 名簿登録審査の受付は7月18日(火)で終了してしまうのか。

A8 7月18日(火)以降も、隨時、名簿登録審査の受付を行います。

なお、7月18日(火)以降に申請された場合は、「競争入札参加資格審査結果通知書」の送付が9月以降になる場合があります。

Q9 静岡県の「庁舎等管理業務の委託に係る競争入札参加資格者名簿」に登録しているが、下水汚泥等の処理業務委託の入札に参加するためには、改めて「産業廃棄物(下水汚泥等)処理業務委託に係る競争入札参加資格者名簿」に登録する必要があるのか。

A9 「庁舎等管理業務の委託に係る競争入札参加資格者名簿」は一般廃棄物を対象としており、産業廃棄物については含まれていません。

下水汚泥等の処理業務委託の入札に参加するためには、お手数ですが、「産業廃棄物(下水汚泥等)処理業務委託に係る競争入札参加資格者名簿」への登録手続きをお願いします。

Q10 様式2号の営業概要書について、申請者2~6の「積載量×台数」欄の「トン/台」は、車両の重量を記入するのか、積載物の重量を記入するのか。

A10 積載物の重量を記入してください。(どのくらいの量の下水汚泥等を運搬可能か把握したいため。) また、積載物の重量は、コンテナ等の容器の重量を引いて記入して下さい。

例:最大積載量が10t、コンテナ重量が2.5tの場合、積載量は最大積載量からコンテナ重量を引いた数値になります。

$$\text{最大積載量}(10\text{t}) - \text{コンテナ重量}(2.5\text{t}) = \text{積載量}(7.5\text{t})$$

Q11 様式3号「使用印鑑届」及び様式5号「委任状」に押印欄があるが、それぞれ、代表者印なのか契約印なのかを教えてほしい。

A11 様式3号 使用印鑑届欄 … 支店、営業所等の取引(契約、請求等)に使用する印

様式3号 申請者欄 … 本社、本店の代表者印(個人の場合は実印)

様式5号 申請者欄 … 本社、本店の代表者印(個人の場合は実印)

様式5号 受任者欄 … 支店、営業所等の取引(契約、請求等)に使用する印
なお、添付していただく「印鑑証明書」は、本社、本店の代表者印(個人の場合は実印)についての印鑑証明書を提出してください。

Q12 今回申請する資格者名簿の有効期限はいつからいつまでか。

A12 令和5年9月1日から令和7年8月31日までになります。

なお、令和7年9月1日以降の登録については次回定期審査によりますので、令和7年度になりましたら、改めてご案内させていただきます。

Q13 令和5年9月1日以降に隨時審査として申請書を提出した場合、結果通知書が届くまで、どのくらいの期間がかかるのか。

A13 申請書に不備が無く提出された場合は、提出から概ね2週間程度を予定しています。

Q14 申請者1(産業廃棄物処分業務を担当する者)が中間処分(焼却等)を行い、それを別の処分場でリサイクル処理(建設資材化等)を行う場合、「リサイクル処理をされていることが確認できる書類」として、どのような書類を添付すればよいか。

A14 県の取り組みとして、埋立処分を無くすことが目標ですので、確実にリサイクルをしていただくことが登録の条件となります。

Q14のようなリサイクル処理をされていることが確認できる書類としては、申請者1の処理内容がわかるパンフレット等に加え、

- ① 申請者1とリサイクル処理を行う処分場との取引状況が分かる書類(マニフェスト等)
 - ② リサイクル処理を行う処分場の産業廃棄物処分業許可証(写し)
 - ③ リサイクル処理を行う処分場の処理内容が分かるパンフレット等
- を添付してください。

Q15 「グループ協定書」とは、どのようなものか。

A15 本資格審査申請において申請者1が代表して申請することにより「静岡県産業廃棄物(下水汚泥等)処理委託に係る入札参加資格者名簿」には各申請者ごとに登録されます。

今後、実際の入札や見積徴収においても申請者1(代表申請者)にグループの代表として対応していただくために「グループ協定書」を作成していただき、その位置付けを明確にします。

本資格審査申請の結果通知書が届きましたら「グループ協定書」を作成していただき、

その写しを生活排水課にご送付ください。

Q16 「グループ」に「収集運搬業務を担当する者」は何者まで登録できるか。

A16 「収集運搬を担当する者」は5者まで登録できます。それ以上は、発注者側の契約履行管理が煩雑になるため、登録できないこととしています。

Q17 当初の登録申請時に「収集運搬業務を担当する者」が4者以下の登録で、「収集運搬業務を担当する者」を追加登録したい場合は、どの書類を提出すれば良いか。

A17 下記の書類を持参により提出してください。

- 様式1号 （「代表申請者」及び「追加登録する収集運搬業務を担当する者」を記入）
- 様式2号 （「追加登録する収集運搬業務を担当する者」を記入）
- 様式3号 （「追加登録する収集運搬業務を担当する者」を記入・押印）
- 様式4号 （「追加登録する収集運搬業務を担当する者」を記入・押印）
- 添付書類 登記簿謄本（写し可）
（「追加登録する収集運搬業務を担当する者」のもの）
- 添付書類 印鑑証明書（写し不可）
（「追加登録する収集運搬業務を担当する者」のもの）
- 添付書類 産業廃棄物収集運搬業許可証（写し・静岡県及び受入先自治体）
（「追加登録する収集運搬業務を担当する者」のもの）
- 添付書類 産業廃棄物収集運搬車両一覧
（「追加登録する収集運搬業務を担当する者」のもの）

※ 追加登録する「収集運搬業務を担当する者」を含めた「グループ協定書」を新たに作成し、その写しを生活排水課あてご送付ください。

Q18 登記簿謄本は、写しでも可能か？

A18 鮮明なコピーであれば、写しでも可能です。

Q19 印鑑証明書は写しでも可能か？

A19 不可です。原本を提出して下さい。

Q20 申請書の提出方法は郵送の可能か？

A20 持参又は郵送により受け付けます。

また、申請書の記載内容に不明な点等がある場合は、本書提出前に郵送やメール等で書類の確認も受け付けます。

問い合わせ先は、Q1 の電話番号、メールアドレスを参照してください。